（仮称）福井市新ごみ処理施設整備・運営事業低入札価格調査実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、福井市が発注する（仮称）福井市新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）の入札において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０の２第２項及び福井市財務会計規則（昭和３９年福井市規則第１１号）第９７条第１項の規定により落札者を決定する場合における調査（以下「低入札価格調査」という。）の手続その他必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第２条　この要綱の対象となる事業は、総合評価方式（地方自治法施行令第１６７条の１０の２の規定により落札者を決定する方式をいう。以下同じ。）による設計・建設工事及び運営・維持管理業務（以下「対象事業」という。）とする。

（調査基準価格）

第３条　調査基準価格とは、当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合等の基準となる価格をいい、総合評価方式による評価値が最も高い者（以下「最高評価値者」という。）が行った入札のうち、設計・建設工事、運営・維持管理業務いずれかの価格が調査基準価格を下回った場合には、低入札価格調査を行うこととする。

２　調査基準価格は、次の各号に掲げる方式により算定する。

　(1)設計・建設工事に係る調査基準価格にあっては、予定価格（消費税及び地方消費税を含む）の１００分の８９から１００分の９１までの範囲内で定める。

　(2)運営・維持管理業務に係る調査基準価格にあっては、予定価格（消費税及び地方消費税を含む）の１００分の７６から１００分の８０までの範囲内で定める。

３　調査基準価格は、本事業の入札執行者が決定するものとする。

（失格基準価格）

第４条　失格基準価格とは、入札の価格が調査基準価格を下回った場合において、契約の内容に適合した履行がされないこととなる蓋然性が高いと判断する基準となる価格をいい、設計・建設工事、運営・維持管理業務いずれかの価格が失格基準価格を下回った場合には、低入札価格調査を実施せず失格とする。

２　失格基準価格は、次の各号に掲げるものとする。

　(1)設計・建設工事に係る失格基準価格にあっては、設計・建設工事に係る調査基準価格に１００分の８６を乗じた価格。

　(2)運営・維持管理業務に係る失格基準価格にあっては、運営・維持管理業務に係る調査基準価格に１００分の８６を乗じた価格。

（入札に参加しようとする者への周知）

第５条　対象事業に係る入札公告等には次の事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

(1) 調査基準価格及び失格基準価格を設定していること。

(2) 設計・建設工事、運営・維持管理業務いずれかの調査基準価格を下回った価格で入札を行った者は、最高評価値者であっても落札者とならない場合があること。

(3) 設計・建設工事、運営・維持管理業務いずれかの調査基準価格を下回った価格で入札を行った者で低入札価格調査の対象となるものは、資料の提出及び事情聴取に協力すべきこと。

（低入札価格調査の実施）

第６条　新クリーンセンター整備課は、入札の結果、最高評価値者が行った入札の価格が調査基準価格を下回った場合は、当該最高評価値者に対し低入札価格調査の対象である旨を通知し、低入札価格調査を行うものとする。

２　低入札価格調査は、次に掲げる事項についての事情聴取等により行うものとする。

　(1)設計・建設工事に係る価格が調査基準価格を下回った場合

ア 当該価格で入札した理由

イ 当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況

ウ 当該工事に関連する手持ち工事の状況

エ 当該工事の施工場所と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連

オ 手持ち資材の状況

カ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係

キ 手持ち機械の状況

ク 労務者の具体的供給見通し

ケ 第１次下請けの契約予定業者名及び当該契約予定金額

コ 配置予定技術者

サ 建設資材の分別解体及び搬出についての計画

シ 過去に施工した公共工事の実績（件名、発注者及び工事成績等）

ス 経営状況、信用状態その他の必要な事項

　(2)運営・維持管理業務に係る価格が調査基準価格を下回った場合

ア 当該価格で入札した理由

イ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係

ウ 労務者の具体的供給見通し

エ 配置予定技術者

オ 過去に実施した業務の実績（件名、発注者及び業務成績等）

カ 経営状況、信用状態その他の必要な事項

３　新クリーンセンター整備課は、低入札価格調査を行うときは、最高評価値者に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

(1)入札価格調査票（様式第１号又は様式第２号）

(2)入札価格の積算内訳書

(3)工程表

（調査結果の審議）

第７条　新クリーンセンター整備課は、最高評価値者が行った入札の価格による契約の内容に適合した履行の可否を審議するため、前条の規定による調査を行った結果を別に定める審議会の審議に付すものとする。

（審議会の審議に基づく落札候補者の決定）

第８条　審議会の審議の結果、契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最高評価値者を落札候補者として決定する。

２　審議会の審議の結果、設計・建設工事、運営・維持管理業務いずれか一方の契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札候補者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、総合評価方式による評価値が最高評価値者に次いで高い者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。

３　次順位者が調査基準価格を下回る価格による入札を行った者であるときは、新クリーンセンター整備課は、当該次順位者について改めて低入札価格調査を行うものとする。

４　前項の規定による低入札価格調査を行ってもなお、落札候補者が決定しない場合で、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者があるときは、総合評価方式による評価値が高い者から順に前２項の規定を適用し、落札候補者を決定するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。